

審査請求に対する裁決に関する件

令和8年（2026年）2月12日提出

札幌市長 秋 元 克 広

下記のとおり、令和6年8月28日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求がなされたが、審査請求人の主張には理由がなく、下記2の処分に違法又は不当な点はないので、これを棄却する裁決をしたいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第206条第2項の規定により、議会の意見を求める。

記

1 審査請求人

札幌市東区在住者

2 審査請求に係る処分

令和6年6月5日付けで、札幌市長が、10代の被害者に対する痴漢行為によって現行犯逮捕され、その後、約1年前から痴漢行為を20回程度繰り返していたことが判明したことにより懲戒免職処分（以下「本件免職処分」という。）を受けた審査請求人に対して行った、札幌市職員退職手当条例（平成16年条例第9号）第15条第1項の規定に基づく退職手当の全部を支給しないこととする処分（以下「本件処分」という。）

3 審査請求の要旨

本件処分の前提となる本件免職処分は、審査請求人の職責や勤務態度、被害者との示談の成立、不起訴処分等の考慮すべき事情を一切考慮せず、考慮された事情の評価についても合理性を欠くことなどから、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものといえる。また、適切な弁明の機会が付与されたとはいえないことから、適正な手続の観点からも取消しを免れないものである。

よって、本件免職処分には取消事由があることから、本件免職処分を前提とし

た本件処分も取り消されるべきである。

仮に本件免職処分が相当であったとしても、勤続報償、給与の後払い及び退職後の生活保障という退職手当の性格等を踏まえると、審査請求人の勤続の功を完全に抹消するに足りる事情があったとまでは評価できないから、本件処分は、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものである。

また、本件処分にも弁明の機会が付与されていない等の重大な手続違反が存在するから、本件処分は取り消されるべきである。